

# 乳幼児・義務教育就学児・ひとり親家庭等 医療助成費支給申請の概要

八王子市では、医療費の助成を行っています。医療費の還付には必ず申請が必要となりますので、お手続きをお忘れなく！

医療証の資格期間内に医療機関で支払った保険診療の自己負担分のうち、助成対象額が還付されます。該当する方は、申請書に記入のうえ、領収書を添えて申請してください。

## 対象者

東京都外の医療機関で受診された方。  
東京都内で医療証を取り扱わない医療機関に受診された方。  
医療証が到達する前に受診された方または、医療機関に提示できなかった方。  
東京都外の国民健康保険証をお持ちの方。  
他の医療助成制度の自己負担分を支払った方で、医療助成制度の自己負担分や、入院時食事療養費標準負担額相当分を超えた方。  
補装具・眼鏡等にかかる費用を支払った方。

## 申請に必要なもの

医療証に記載されている保護者名義の金融機関の口座番号がわかるもの。  
医療機関の発行する保険点数と受診された方の名前が記入されている領収書(コピー不可)。  
印鑑

ただし、高額療養費・眼鏡・補装具等の場合は、必要書類が変わります。子育て支援課までお問い合わせください。

## 助成方法

最短で申請をお受けした2か月後に、ご指定の口座に決定額を振り込みます。  
ただし、高額療養費、眼鏡、補装具等に該当している場合は、保険給付の決定後に振り込みます。  
決定額については、振込み前に通知いたします。

## 助成できる範囲

医療証の資格期間内に受診し、以下に該当するものを支払った場合。  
保険診療の自己負担分のうち、対象額  
乳幼児医療 保険診療の自己負担額  
義務教育就学児医療 保険診療の200円を除いた自己負担分(入院、調剤は保険診療の自己負担分)  
ひとり親家庭等医療(食) 保険診療の自己負担額  
ひとり親家庭等医療(一部) 保険診療の自己負担額から一部負担金を差し引いた額

他の国制度や都制度の医療助成制度の自己負担分が一部負担金を超える場合、その差額。  
(ただし、入院時食事療養費標準負担額は除きます。)

健康診断料、予防接種料、文書・診断料、容器代・入院室料差額代に係る費用など、健康保険が適用されないものは助成できません。

## その他の注意事項

- \* お支払いいただいた金額が、21,000円を超えている場合は、高額療養費や附加給付に該当している可能性がありますので、子育て支援課またはご加入の健康保険組合等まで、お問い合わせください。
- \* 保険診療適用内であるにも関わらず健康保険証を持参せず受診された場合、あるいは、補装具や弱視用眼鏡等にかかる費用を支払われた場合など、10割全額負担されている方は、先にご加入の健康保険組合等に療養費の支給申請をしてください。

## 申請方法

市役所 子育て支援課窓口	月～金曜日(祝休日を除く) 午前8時30分～午後5時
浅川・由木・元八王子・北野事務所	月～金曜日(祝休日を除く) 午前8時30分～午後7時
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口	月～金曜日(祝休日を除く) 午前8時30分～午後5時 日曜日 午前8時30分～午後5時 (ただし、申請書の受け取りのみになります。)
南大沢事務所	月～金曜日(祝休日を除く) 午前8時30分～午後5時 日曜日 午前8時30分～午後5時 (ただし、申請書の受け取りのみになります。)
郵送	子育て支援課到着日が申請日となります。領収書を同封する場合など取扱にご注意ください。

## 問い合わせ先

八王子市子ども家庭部 子育て支援課  
〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目24番1号  
TEL 042-620-7368(直通)

こちらのご案内は制度の概要です。  
詳しい内容についてはお問い合わせください。